

令和7年度 第2回習志野市スポーツ推進審議会 会議録

1 開催日時 令和7年8月27日(水)午後4時00分～午後5時00分

2 開催場所 市庁舎3階 ABC 会議室

3 出席者

【会長】習志野市スポーツ推進委員連絡協議会 副会長	阿川 幸平
【副会長】習志野市スポーツ協会 副理事長	山口 一
【委員】習志野市スポーツ協会 理事 千葉工業大学創造工学部教育センター 教授	吉見 知子
順天堂大学スポーツ健康科学部 先任准教授	引原 有輝
習志野市小中学校体育連盟 副会長(谷津小学校校長)	大久保 菜穂子
習志野市政策経営部 部長	杉山 健一
	島本 博幸

【事務局】生涯学習部 部長	上原 香
生涯学習部 次長	越川 智子
生涯スポーツ課 課長	忍 貴弘
生涯学習部 主幹	高田 賢
生涯スポーツ課 副主査	宮川 尚久
生涯スポーツ課 副主査	長束 友希央
生涯スポーツ課 主事	柳沢 恵莉加
生涯スポーツ課 主事補	小椋 咲季

4 協議

- (1)次期習志野市スポーツ推進計画(案)の策定
- (2)諮問(令和7年2月)に対する答申の決定

5 報告

(1)その他

今後の会議の日程について

【第3回会議】令和7年11月12日(水)16時～
市庁舎5階委員会室

【第4回会議】令和8年 2月 4日(水)16時～

令和7年度 第2回習志野市スポーツ推進審議会 会議録

市庁舎5階委員会室

6 会議資料 ※別添資料

- (1) 次期習志野市スポーツ推進計画の素案
- (2) 次期習志野市スポーツ推進計画素案の取組事業
- (3) 次期習志野市スポーツ推進計画素案についての答申書

<議事内容>

第1 会議の公開

【阿川会長】

本日の会議は、「習志野市審議会等の設置及び運営等に関する指針」により、原則公開である。

また傍聴者は定員に達するまで入室を認めるが、非公開となった場合は指示に従っていただく。

第2 会議録の作成等

【阿川会長】

会議録については、要点筆記とし、会議名、会議日程、会議場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載し、非公開の審議事項を除く記録について、市のホームページ及び市役所のグラウンドフロアの情報公開コーナーにおいて公開する。

第3 会議録署名委員の指名

【阿川会長】

杉山委員、島本委員とする。

第4 協議

【忍課長】

協議事項(1) 習志野市スポーツ推進計画の策定における素案について説明する。
今回配布した素案は令和7年7月2日に開催した、令和7年度第1回習志野市スポーツ推進審議会においていただいたご意見を基に作成したものである。

資料「習志野市スポーツ推進計画 素案」をご覧いただきたい。

目指すべき将来像としていた項目については、本計画における「基本理念」とし、「生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現」を「スポーツによるウェルビーイングの向上」とした。生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフは、いつでも・どこでも・だれでも、生涯を通じてスポーツに触れていくなどの意味であり、目指すべき将来像として軸になるものだが、本計画では、この計画において実施することに少々軸を傾け、国のスポーツ計画や、県の教育基本計画にもある「ウェルビーイング」、身体的にも精神的にも社会的にも満たされた幸福な状態、これをスポーツにより向上させていくことを「基本理念」とする運びとなった。そして、「ウェルビーイングの向上」と併せ、スポーツにより、人や地域の交流が深まり、あるいは新たに生まれ、それが地域、まちの活性化につながっていく、つなげていくという考えを念頭に置き、計画の基本理念「スポーツによるウェルビーイングの向上」「スポーツによる交流・まちの活性化」を掲げる。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

「スポーツによるウェルビーイングの向上」「スポーツによる交流・まちの活性化」を基本理念とし、本市のスポーツ施策を推進する基礎となる「習志野市スポーツ推進計画」を策定するものである。

2. 現代のスポーツの役割

スポーツの役割は、考え方、捉え方、地域性等により多種多様な役割があろうかと考えるが、ここでは、

- ・心身の健康の向上
- ・人々をつなぐコミュニティの形成
- ・教育と人材育成
- ・誰もが参加できる多様なスポーツ環境
- ・経済的、文化的発展への貢献

を掲げた。

3. 本市のスポーツ・運動の現状と課題について

現行計画の検証として、令和6年5月に実施したアンケート結果を基に、「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「ささえる」スポーツ、それぞれの現状と課題をあげた。

「する」スポーツにおいては、スポーツ、運動をしない理由として「時間がない」が多く、実施する目的としては、健康維持が最も多い回答であった。このことから、単にスポーツを行うのではなく、健康維持のために取り組むスポーツ展開も必要ではないかと考える。

「みる」スポーツにおいては、前回調査と比べ、会場に行って観戦する人の割合が減少した。新型コロナウイルス感染症や、急速なIT化が影響していると推測するが、今後も実際に会場に足を運んでもらうための取り組みが必要であると考える。

「ささえる」スポーツにおいては、スポーツに関するボランティアに参加したことがある人の割合が大きく減少した。本審議会でもご意見いただいたが、参加しやすい環境整備のほか、ボランティアの考え方、関わり方なども検討していきたいと考える。

なお、それぞれのグラフについて、単位の表記が「人数」と「%(割合)」と混合しているため、「%(割合)」に統一した。また、年齢別を表記しているグラフについて、60歳以上の区分を今後細分化し、表記していく。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 計画の位置づけ

スポーツ基本法に規定される「地方スポーツ推進計画」であり、国、県のスポーツに係る計画を踏まえ、本市の実績に即した計画とする。また、市の上位計画や個別計画との整合性、連携を図った計画とする。なお、市の根幹となる基本構想、基本計画が令和8年度から新たな期間となる。

2. スポーツの定義

ページ冒頭でも修正しているが、スポーツと運動という表記を、いくつかの考えはあるが、これまで、他者と競うものや競技性が強いものは「スポーツ」、健康、体力の増強などは「運動」という、解釈であったが、国による定義、スポーツ宣言日本による定義などを参考に、両者の考え、意図等すべてを含め「スポーツ」と表記することにした。

3. 市の上位計画に合わせ、令和8年度から令和15年度までの8年間とする。

4. 基本理念

「生涯スポーツ」はもちろんのこと、本計画での基本理念として、

- ・スポーツによるウェルビーイングの向上
- ・スポーツによる交流・まちの活性化

を基本理念とする。スポーツに関わって幸福感を得ること、スポーツによりできること、これらを考えたとき、最良のスローガンであると考える。なお、「スポーツによる交流・まちの活性化」の「交流」の部分については、これは、市の基本構想(案)においては、「交流が広がるまち」を育むとしており、スポーツの推進において、交流そしてまちの活性化につながることを目的に展開していきたいと考えている。

5. 施策の柱

目指す将来像を置き、スポーツを推進するため、「する」「みる」「ささえる」スポーツを3つの柱とし、スポーツの推進に取り組む。

「する」スポーツについて、スポーツの場の提供、スポーツを通じた健康づくりを目指す。

「みる」スポーツについて、観戦機会の拡大、スポーツライフの充実、地域の活性化を目指す。

「ささえる」スポーツについて、指導者やボランティアの育成、環境の整備、スポーツ施設の活用の拡大、スポーツ環境の充実を目指す。

6. 目標値の設定

計画の推進状況を確認するため、具体的な数値を設定する。目標値は「アンケート」の結果を基に設定している。

「する」スポーツについて、市民の60%が週1回以上スポーツを行うことを目指す。

「みる」スポーツについて、市民の40%が競技会場でスポーツ観戦をすることを目指す。

「ささえる」スポーツについて、市民の20%がスポーツボランティアなどの活動を経験することを目指す。

なお、この数値は、これまでを継続するが、近づいてはいるものの、達成に至っていないこともあり、再設定とする。

7. 施策への姿勢

前回お示しの素案では、「3つの柱を推進する上で念頭に置くこと」としていたが、標記を「施策への姿勢」とした。意味合いは変わらないが、本計画策定にあたり、「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進をする上で、3つのことを念頭に置き、取り組んでいく。
・ともに取り組む

国第3期スポーツ基本計画における「ともに」の視点から、団体との連携、他事業との同時開催、人材の活用など、ともに取り組むことを念頭に置く。

・スポーツを通じて「集まる」「つながる」

令和7年6月、スポーツ基本法の改正により、「する」「みる」「ささえる」に加え、「集まる」「つながる」が明示された。法律の施行・運用はこれからとなるが、本市においてもスポーツを通じて集まるつながる環境づくりを進めていく。

・安全で安心な環境づくり

施設の適切な維持管理に取り組むとともに、市民の誰もが年齢や体力に応じて、安全かつ安心して気軽にスポーツに親しめる環境の整備を図る。なお、ウェルビーイングの向

上は、基本理念としたため、また、SDGsへの取り組みについては、達成期間の目標が2030年までとなっているため、項目から除いた。しかし、SDGsへの取り組みはその理念を踏まえ、スポーツを通じて目標達成ができるよう、取り組む。

8. 計画の進め方

PDCAサイクルによる進行管理をするとともに、定期的に「市民アンケート」を実施し、目標の達成状況等を確認する。また、市民への理解、スポーツ団体、関係部署との連携、財源の確保・予算の効率的な執行を意識し、さらには、主な取組を明示し、確実な遂行を目指す。そして、取り組みの見直しを必要に応じて行う。

第3章 計画の実現に向けた施策

施策体系について、これまで説明した、上位計画、他計画、基本理念、推進の柱等を踏まえ、施策の体系とした。また、「する」「みる」「ささえる」スポーツの推進をより具体的に推進するため、それぞれに紐づく施策を明示した。

(1) 「する」スポーツの推進

施策1 幼児期・ジュニア期における機会の充実

施策2 働く世代・子育て世代への活動支援

施策3 高齢者への支援

施策4 障がいのある人への支援

施策5 気軽に行える運動の推進

施策6 健康増進への寄与

(2) 「みる」スポーツの推進

施策7 地域の活性化につながるスポーツイベントの開催

施策8 トップチーム・アスリートとの連携

施策9 スポーツ情報の発信

(3) 「ささえる」スポーツの推進

施策10 スポーツ推進団体への支援

施策11 スポーツを支えるボランティアの育成・支援

施策12 誰もが参加できるスポーツ環境の整備・確保・拡大

施策13 公共スポーツ施設の安全性の維持

このような推進を考えているが、現計画においては、この施策にさらに紐づく主な取組を記載していた。次期計画においては、取組内容は計画本体から切り離し、別に記載することを考えている。これは現行計画が8年間と長いこともあり、計画自体の見直しも視野

令和7年度 第2回習志野市スポーツ推進審議会 会議録

に入れる中、取組事業の継続、修正、縮小、あるいは新規事業の展開など、その時々に即した取り組みを行い、評価することが重要と考え、また、そうなった場合、効率的、効果的に変更ができるよう、別掲を考えている。なお、事業評価については、今後も継続することを考えている。

別冊、取組事業は今ほど説明した各施策を展開するための取り組みを掲載したものである。次期計画においてもこの取り組みを評価していきたいと考えている。なお、記載の取り組みは、計画策定まで、精査・検討をする。

資料編について、最新の情報に変え、また、これ以外の必要な情報を掲載する。

「素案」の説明は以上となるが、内容、文言、表現、図表そして個別取組については引き続き、策定に向け検討していく。

最後に、策定に係るスケジュールであるが、お配りした資料は、習志野市スポーツ推進計画策定までのスケジュールとなっている。本日、協議と答申の決定があり、その後、答申については9月24日の教育委員会会議において、報告させていただく予定である。11月15日からの1ヶ月間、パブリックコメントを実施する。その前に第3回スポーツ推進審議会を11月12日に予定している。パブリックコメントを終えた後、2月4日に第4回スポーツ推進審議会、4月1日に計画施行を予定している。

【阿川会長】

事務局からの説明に関して意見等はあるか伺う。

【島本委員】

行政的な視点から、いくつかご意見を申し上げる。

基本理念に本市が掲げようとしているキーワードを入れていただいたことに感謝する。スポーツ推進計画の基本理念として2つを掲げようとしている。例えば19ページの前文のところに、本計画の基本理念をスポーツによるウェルビーイングの向上と、スポーツによる交流・まちの活性化という表記がされている。少し長くなるが、ウェルビーイングの向上とスポーツを通じた交流・まちの活性化という形の1本にしてはどうか。こういったものは、目指す方向が1つのほうがわかりやすいため、ご検討いただきたい。

同じく19ページについて、せっかく交流ということを理念に掲げているため、「する」スポーツ「みる」スポーツにも交流という表現を入れてみてはどうか。例えば、「する」スポーツであれば、「スポーツを通じた市民の交流と健康づくりを目指します」や、「みる」スポーツであれば、「さらにスポーツによる交流を通じた地域の活性化を目指します」という

ような表記にした方がいいと考える。

そして、3点目の「ささえる」スポーツの推進においては、本市人口推計によれば外国人が増えていく状況があり、本市の人口が減少しないのは外国人に支えられているという人口の構造もある。そのため、指導者、ボランティアの育成の中に外国人の方も入っていただくようなことがあってもいいと考えるため、検討していただきたい。

引き続き19ページで、先ほど説明のあったスポーツ基本法の改正により、「集まる」「つながる」が加えられたときに、施策の柱として、この3つで整合性がとれるのかというところを疑問に感じた。この柱が3つなのか、5つなのかというところはご検討いただきたい。

24ページの「する」スポーツの推進の冒頭に、市民のライフステージが区分されている。流れの中で、障がいのある人を加える表現があるが、ライフステージの区分として、障がいのある人を加えるというのが適切なのか検討いただきたい。例えば、2段落目の「併せて」の流れの中で、誰もが気軽に楽しむことができるスポーツの観点から施策の1つに、障がいのある人への支援を新たに加え、その普及を推進するといった方法で、ライフステージとは分離した方が良いと思った。

また、施策1、施策4にも「交流」が入るとなお良い。

施策4の「障がいのある人への支援」に関しては、誰もがスポーツを楽しみながら、ともに活躍できる社会の実現ということであれば、障がいのある人もない人もという観点から、共生社会の実現を目指すという形で成立するのであれば、それが良い。

続けて25ページの施策5は、気軽に行える運動の推進ということで、「運動」が残っているが、ここについては「運動」で良いのか気になった。

27ページの施策の11の「ささえる」の部分でも外国人をとらえた表現があっても良いと考える。

施策12に関して、習志野市では第一カッターフィールドの人工芝化に取り組むということで、本年度中に施工していく流れがある。こういった展開も計画の中に落とし込んではどうか。

最後に、35ページだが、今回新たにセットされたスポーツの定義に当てはまるかというところはあるが、気軽に誰もができるということから、ボール遊びという部分の展開があつてもよいと考える。昨年度70周年を記念して子ども議会を行った際、中学生の中で、公園でボール遊びができる、できないご質問をいただいた。現在ホームページで公園緑地課がボール遊びのできる公園を示しているため、それがスポーツにあたるのであれば、行政の横軸の部分での展開があつても良いと思いたため、検討いただければ幸いである。

【忍 課 長】

基本理念が2本立てになっているところをまとめるという部分については、今後検討する。

順番が前後するが、「運動」という表記についてはこちらの点検ミスであるため、「スポーツ」という形で統一していく。

また、「あつまる」「つながる」という部分については、国が基本法を施行するのもあり、島本委員がおっしゃったフレーズを入れ、どう生かすのかやつなぎ方を調整していきたい。

また、ボランティア等を含め外国人の部分であるが、そこが政策につながるかどうかを考えながら、入れる、入れない等に関しても検討していきたい。

人工芝化についてはまさに今年度これから工事に入るところである。具体的に第一カッターフィールドの人工芝化とまでは入れなかつたが、施策12ではスポーツ環境の整備・確保までが前回までの計画に入っていたものであるが、拡大という部分の文言を入れ、使い方について、多様に使えるようにという意味を込めた。それに応じて施策の展開ということであれば、個別の取り組みに入れることを考えていきたい。

ボール遊び等については、横の部署とのつながりもあるため、関係部署と協議していく。他の意見についても、確認し調整していく。

【阿川会長】

先ほど事務局から説明があったように、スポーツ基本法については6月に公布され、3ヶ月以内に施行することになっており、9月の決定後までに施行する予定である。それに注視しながら、どう取り組んでいくかを検討いただければと思う。

他に意見がないか伺う。

【山口委員】

体操協会として、相談させていただきたいことがある。36ページの運動・スポーツができる施設の一覧の東部体育館の項目に、体操ピットという項目がある。このピットは数十年使用していないものであり、組み立てに人数が必要であり、セットも時間がかかる。また、少し危険が伴う。そのため、体操競技をしている人にはいいものだが、一般の人には危険であり、一般的の貸し出しには不向きである。そのため、項目にあると使用したい方からの問い合わせが考えられるため、削除していただけないか。

令和7年度 第2回習志野市スポーツ推進審議会 会議録

【忍 課 長】

我々は指定管理者に施設の管理をお願いしている部分と、使える施設は使っていこうという考え方もある。ただ、おっしゃったとおり、あまり一般的な利用ではないということもありするため、施設の管理者と確認をして、記載する、しない等含め、検討する。

【阿川会長】

他に意見がないか伺う。

【杉山委員】

まず、スポーツの定義をこういう形に入れられたのはすごく良い。一方、本市として追記されている18ページ「2 スポーツの定義」2段落目の他者と競わない身体活動の例示が、散歩からウエイトトレーニングになっている。これらを表記する意図を考えた際、スポーツ・運動という表記していたものを、スポーツに統一するがために、今までの運動の例示として入っていたものをここにあえて入れたということが、わかりにくく感じた。例示するなら、散歩とウォーキングは何が違うのか、つまり、ハイキング、ランニングと来て、ing系の言葉が来るとき、文言整理として散歩というのはいかがなのか。

また、ここでスポーツ基本法の中で身体活動と言っているのには非常に意味があるのではないかと感覚的に感じる。つまり、運動ではなく身体活動という風に、その他の身体活動と言っているところにこのスポーツ基本法の、スポーツとはなにかが描かれているかもしれませんため、そこに乗っかかることがまず必要ではないか。答えがあれば、この2行についての回答をお聞かせ願いたい。

それに関連し、20ページの目標が60%、40%、20%とあるが、これはスポーツ・運動といった定義をしてあったことを基に、そのままの範囲で60%と言っているのか、新たな範囲で60%と言っているのかは大きなことであるため、どちらであるかお聞きしたい。

また、感想として、スポーツを通じて「あつまる」「つながる」というのは非常に良い。これは、学校教育において書かれていなくとも目指しているところがある。学校教育や学校体育といわれる狭い分野ではあるが、各世代の部分に入れていただけるとありがたい。

【忍 課 長】

まず、スポーツの定義の部分で、委員の皆様の意見聴取と同時に、府内の各部署でもやっており、それも含めてスポーツ一本でいった方が良いのではないかという部分では

令和7年度 第2回習志野市スポーツ推進審議会 会議録

あった。表現については、検討し、脈絡あるようにつなげていく。ただ、我々としては、スポーツという1つの区切りで行きたいという風には考えており、今言った国的基本法によるもの等も、スポーツの説明定義を釘打った部分の整合性がしっかりととれるようにする。

また、事務局の中でも議論はあったが、記載を最初にもってきていない部分があったため、スポーツの定義が18ページにしか出てこないため、どこがより良いのかも含め、考えていきたい。

数値目標に関しては、こちらはこれまで歩いたりするのを含めるという部分もあるため、次アンケートを取るときに、含まれることを例示し、アンケートに臨んでもらうようになる。

阿川会長が他に質疑なしと認め、協議(1)は終了した。

協議(2) 質問(令和7年2月)に対する答申の決定

【忍 課 長】

お配りした資料、答申と書いてある資料をご参照いただきたい。

1. 計画及び情報の周知・広報について

本計画は、習志野市の実情を踏まえ、市民一人ひとりのニーズに応じた「する」「みる」「ささえる」スポーツの機会を持つことができるよう施策を掲げている。この施策を実現するためにも、市民、スポーツ団体、関係部署等と一層の連携・協力を図るとともに、計画を含め、スポーツに係る情報の積極的な周知・広報活動の充実に努められたい。

2. 計画の進捗状況の把握と点検・評価について

本計画では基本理念として、「スポーツによるウェルビーイングの向上」と「スポーツによる交流・まちの活性化」を掲げている。その推進・具現化にあたっては計画に掲げた各施策の取組について、成果や課題等を評価・検証し、必要に応じた見直しにより、適切な進捗管理に努められたい。

以上のように案としているが、2番目の基本理念として、島本委員から1つにしてみてはどうかというご意見あったため、そちらの部分については検討も含め、最終的な案ということとしていただければと考えている。

【阿川会長】

これに対し意見はあるか。

令和7年度 第2回習志野市スポーツ推進審議会 会議録

【阿川会長】

ただいまの答申案について異議なしと認める。

習志野市スポーツ推進計画の策定についての答申案について、本答申案を基本に、本日各委員からいただいた意見を踏まえて、事務局で修正いただき、その後会長である私が確認し、決定するという会長一任でよろしいか。

【阿川会長】

異議なしと認め、協議(2)は終了した。

第5 報告

【宮川副主査】

ただいま出された意見を踏まえ、10月22日に行う教育委員会会議での協議を経て、次期計画のパブリックコメントが行われる。期間は令和7年11月15日から12月15日を予定している。次回の第3回スポーツ推進審議会は11月12日(水)16時から。市庁舎5階委員会室で行う。

【閉会】

阿川会長が令和7年度第2回習志野市スポーツ推進審議会の閉会を宣言。